

事務連絡  
平成28年4月22日

各都道府県衛生主管部（局）  
災害医療主管課（部）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課  
救急・周産期医療等対策室長

平成28年熊本県地震による医療施設等災害復旧事業の実施について

医療施設等災害復旧事業については、平成7年3月1日厚生省発健政第22号厚生事務次官通知の別紙「医療施設等災害復旧費補助金交付要綱」に基づき行われているところです。

平成28年熊本県地震により被災した医療施設等について、災害復旧費補助金を申請する場合には、別添・様式1「医療施設等災害復旧費協議書」及び様式2「医療施設等災害復旧費実地調査表」を提出して頂きますようお願いいたします。

なお、医療施設等災害復旧費補助金は、当該協議書を提出後、実地による調査を行った上で、交付額が確定しますので、協議書の提出により国庫補助額が承認されるものではありません。

また、貴殿におかれましては、被災医療施設等の復旧が円滑に進められるよう、協議書の作成や実地調査に向けての事前準備等、被災医療施設等へのきめ細やかな対応を併せてお願いいたします。

## 【医療施設等災害復旧費補助金申請にあたっての留意事項】

1. 交付申請書提出までの流れについて
  - (1) 当該災害復旧費補助金の申請を行う場合には、別添・様式1「医療施設等災害復旧費協議書」、様式2「医療施設等災害復旧費実地調査表（総括表・個表）」を作成し、電子メールにて以下の担当者あて、5月23日(月)までに提出をお願いします。  
※期日までの提出が間に合わない場合は、個別にご相談願います。
  - (2) 別添・参考資料1「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」の一部改正及び「厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について」の一部改正について（令発1224第12号平成27年12月24日厚生労働省大臣官房会計課長）」に基づき、実地調査を行い、交付申請額を決定します。
  - (3) 実地調査の結果に基づき、交付申請書の提出となります。
2. 実地調査の事前準備について
  - (1) 災害発生原因や程度等の証拠書類  
暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象であることを地元地方気象台発表の観測記録、都道府県・市町村防災担当課等が作成した資料等客観的に証明できる資料をご準備ください。
  - (2) 図面、被災写真  
被災箇所が特定できる資料として図面をご準備ください。また、被災箇所は写真を撮影して、図面と写真に番号を付けるなどして、被災場所を明確に判断できるようにしてください。
  - (3) 積算根拠資料  
都道府県・市町村の単価表または、物価版（専門誌）等の建築単価が分かる資料を用意するとともに、民間見積もりの場合は、複数社（3社以上）の見積もりをご準備ください。見積もりが徴収できない場合は、その理由を提示ください。
  - (4) 医療機器については、激甚災害に指定された場合に対象となります。  
医療機関の備品台帳に登載されていることが、要件となりますので、ご準備ください。また、被災により医療機器を更新し、機能が向上（例・CT16列：3千万→CT64列：5千万）した場合には、原形復帰部分（CT16列：3千万）の金額が、補助対象となります。  
※リース機器は、対象外です。（所有権が移転している場合は、個別にご相談ください）

### 3. 実地調査について

- (1) 復旧費の申請を行うすべての被災箇所について、被災の状況や復旧費の積算根拠等について、詳細な説明をお願いします。
- (2) 申請内容については、原則、申請者である病院担当者からの説明をお願いします。なお、工事施工内容など専門的説明が出来る者（都道府県・市町村建築担当者等）の同席をお願いします。

### 4. 早期着工について

国の実地調査後の工事着工が原則ですが、やむを得ず、国の調査を待たず、復旧事業に着手する場合については、以下の事項に留意してください。

- (1) 被災事実確認のため、被災した状況の分かる写真が、必要不可欠な資料であることから、被災範囲、数量、規格等が確認できるよう、メジャーを添える等出来るだけ明瞭に撮影してください。
- (2) 入院患者等の安全確保のため、必要に応じて応急措置を行った場合、その後に行う復旧工事の一部または全部となり得るものについては、国庫補助対象となり得ますが、応急仮設工事（復旧工事施工までの暫定措置であり、復旧工事完成後は不要となるもの）は対象とならないので、留意してください。

### 5. その他

- (1) 医療施設の他、「医療施設等災害復旧費補助金交付要綱」において交付対象としている、医療関係者養成所施設、看護師宿舎等についても協議をお願いします。
- (2) 災害復旧費として認められる内容は、原則として、「原形復旧」であり、「原形復旧」に該当しないと判断された場合には、補助対象とならない場合がありますので、被害申請額等の算定にあたっては留意願います。
- (3) 協議額が1件につき80万円未満の災害復旧については、補助対象となりません。
- (4) 補助対象外経費については、別添・参考資料2「医療施設等災害復旧費補助金について」の2頁目を参照し、被害申請額等に含まないように、確認をお願いします。
- (5) 入札等が行われることによって、協議額を訂正する場合は、事前に医政局地域医療計画課へ連絡をお願いします。
- (6) 「医療施設等災害復旧費協議書」の提出により、直ちに復旧工法、被害

範囲、所要額等について、国庫補助を行うことを確約、承認したもので  
はないので注意願います。

**【照会・提出先】**

厚生労働省医政局地域医療計画課  
救急・周産期医療等対策室 曾川、平山  
電話 03-5253-1111（内線）2558,2548  
FAX 03-3503-8562  
E-mail : [sogawa-nobuhiko@mhlw.go.jp](mailto:sogawa-nobuhiko@mhlw.go.jp)  
[hirayama-hiromasa@mhlw.go.jp](mailto:hirayama-hiromasa@mhlw.go.jp)